

第 4 回

熊本県議会

農林水産常任委員会会議記録

平成29年9月27日

開 会 中

場 所 第 1 委 員 会 室

第 4 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成29年9月27日(水曜日)

午前9時59分開議

午後0時8分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 専決処分の報告及び承認について

議案第9号 平成29年度農林水産関係の建設事業の経費に対する市町村負担金(地方財政法関係)について

議案第10号 平成29年度農地海岸保全事業の経費に対する市町負担金について

議案第11号 平成29年度県営土地改良事業の経費に対する市町村負担金について

報告第24号 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第25号 公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出について

報告第26号 公益財団法人熊本県農業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第27号 公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第28号 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金の経営状況を説明する書類の提出について

報告第29号 公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

① 熊本地震による農林水産業の被害及び復旧・復興の状況について

② 日EU経済連携協定(EPA)について

③ 平成29年9月に発生した赤潮被害について

出席委員(8人)

委員長 山口 裕

副委員長 橋口 海平

委員 西岡 勝成

委員 村上 寅美

委員 前川 收

委員 前田 憲秀

委員 岩田 智子

委員 末松 直洋

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 濱田 義之

政策審議監 福島 誠治

生産経営局長 川口 卓也

農村振興局長 西森 英敏

森林局長 三原 義之

水産局長 木村 武志

農林水産政策課長 千田 真寿

政策監 下田 安幸

団体支援課長 杉山 正三

流通アグリビジネス課長 山下 浩次

農業技術課長 堤 友信

農産園芸課長 大島 深

政策監 上田 慎二

畜産課長 中村 秀朗

農地・担い手支援課長 鳥 井 修
首席審議員兼
農村計画課長 村 山 直 康
農地整備課長 福 島 理 仁
むらづくり課長 久保田 修
技術管理課長 今 田 久仁生
森林整備課長 長谷川 誠
林業振興課長 古 家 宏 俊
森林保全課長 木 下 節 夫
水産振興課長 山 田 雅 章
漁港漁場整備課長 田 尻 雅 裕
農業研究センター所長 下 舞 睦 哉

事務局職員出席者

議事課主幹 甲 斐 博
政務調査課主幹 吉 田 晋

午前9時59分開議

○山口裕委員長 おはようございます。それでは、ただいまから第4回農林水産常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案について説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明を行われる際は、効率よく進めるため、説明は着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、農林水産部長から総括説明を行い、続いて、付託議案等について担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、濱田農林水産部長。

○濱田農林水産部長 それでは、着座にて失礼をいたします。

説明に先立ちまして、まず、県下に大きな被害をもたらしました7月4日の台風第3号及び梅雨前線豪雨につきましては、山口委員長を初め委員各位に発災後直ちに現場に調査をいただきまして、7月中の迅速な補正予算措置につなげることができました。

その後、8月8日には激甚災害に指定をされました。これを受けた国の支援策につきましては、今回の補正予算の中に提案を申し上げております。

今後とも、国や関係市町村等と連携して早期の復旧に努めてまいります。

それでは、今回提案をいたしております議案等の概要を御説明いたします。

今回提案しておりますのは、一般会計補正予算1件、専決処分の報告及び承認1件、市町村負担金関係3件、このほか、一般社団法人等の経営状況報告が6件でございます。

まず、予算関係でございます。

台風・豪雨災害関連予算といたしまして、ハウスなどの農業施設の再建に要する経費、あるいは被災した山地崩壊箇所などの復旧に要する経費でございます。また、東京オリンピック・パラリンピックに向けました森林認証材の供給体制づくりに要する経費など、総額51億円余の増額補正をお願いいたしております。あわせて、7月31日の知事専決処分による補正予算の報告、承認もお願いをいたしております。

この結果、補正後の一般会計、特別会計の予算総額は942億円余となります。

また、市町村負担金関係では、農林水産関係の建設事業の経費に関する市町村負担金3件、報告事項では、6つの一般社団法人等の経営状況について報告させていただきます。

以上が今回提案しております議案の概要でございます。

なお、その他報告事項といたしまして3つございます。

1つは、熊本地震による農林水産業の被害及び復旧・復興の状況、そして、7月6日に大枠合意に至りました日本とEUとの経済連携協定の概要、さらには、今月発生いたしました赤潮被害、この3点について御報告をさせていただきます。

詳細につきましては、この後それぞれ担当

課長から御説明をさせますので、審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○山口裕委員長 引き続き、担当課長から説明をお願いします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元に配付しております説明資料は、まず、補正予算等の農林水産常任委員会説明資料及び県が出資等を行う6つの法人の経営状況説明資料、その他報告資料を3種類配付させていただいております。

まず初めに、1冊目の「補正予算及び条例等関係」と題しております説明資料から説明させていただきます。

目次をめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

先ほど部長からも一部説明がありましたのが、平成29年度7月の専決処分による補正予算及び9月補正予算総括表でございます。

台風第3号及び梅雨前線豪雨に関する専決が、7月補正(B)欄の一番下、2億8,100万円余でございます。

また、9月補正予算は、(C)欄の一番下、51億7,700万円余の増額補正で、補正後の総額は942億円余となっております。

次に、農林水産政策課の補正予算を説明いたします。

2ページをお願いいたします。

農政企画推進費について593万円余の増額補正をお願いしています。

バリ州との農畜産業技術交流事業でございます。

昨年11月に、国際交流の促進に関する覚書、MOUを締結したインドネシア・バリ州について、同州農畜産物の品質向上等に向けた技術支援活動に要する経費です。財源の一部については、JICAの資金を活用することとしています。

現地でのモデル農園における技術支援や本県で実施するバリ州の農業者等の研修受け入れについて同州と合意に至ったことから、今回予算の補正をお願いするものでございます。

その他の補正予算、専決処分の詳細につきましては、各課から説明いたします。

農林水産政策課は以上でございます。

○山下流通アグリビジネス課長 資料は、続きまして3ページになります。

流通アグリビジネス課でございます。

農業総務費のうち、国庫支出返納金の50万1,000円をお願いしております。

説明欄にございますとおり、卸売市場施設災害復旧事業の事業費確定に伴います返納金でございます。

流通アグリビジネス課は以上でございます。

○堤農業技術課長 農業技術課でございます。

引き続きまして、4ページをお願いいたします。

農作物対策費の農業生産工程管理(GAP)導入促進事業でございます。

今回、310万円余の増額をお願いいたしております。これは、国庫事業で、GAPの指導員を追加で養成する経費等でございます。

次に、真ん中の段、農業研究センター費の管理運営費でございますが、今回290万円余の増額をお願いいたしております。

これは、ことし7月の台風3号によりまして被災をしました農研センター本部及び研究所の敷地内の倒木の撤去等に要する経費でございます。

次に、一番下の段でございます。農業施設災害復旧費でございますが、今回1,300万円余をお願いいたしております。

これは、同じく台風3号によりまして、農

研センター各研究所のビニールハウス等の倒壊など、被災をしました施設、設備等の復旧に要する経費でございます。

一番下の段、農業技術課合計で1,990万円余をお願いいたしております。

農業技術課は以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○鳥井農地・担い手支援課長 農地・担い手支援課です。

資料の5ページをお願いいたします。

まず、施設園芸集積総合支援事業でございます。

本事業は、担い手への農地集積とあわせて、本県の主要な作物であります施設園芸のための中古ハウスを、中央会が運営しますハウスバンクが認定農業者ですとか新規就農者などの担い手にあわせ集積する本県独自の事業でございます。

平成28年度から4カ年で全県下への展開を図っておりますけれども、各地域でハウスバンクの認知度が進みますとともに、昨年の熊本地震で、復旧、復興の手段としまして、中古ハウスの要望が農家から大きくふえておりますので、これに対応しまして、この事業を加速化するために1,533万円余の増額をお願いいたします。

次の4つの事業につきましては、農地流動化推進事業などの28年度の事業費確定に伴う国庫返納金で、合わせまして575万円余をお願いいたします。

5ページ最下段の農用地利用集積等推進基金造成事業は、過年度の機構集積協力金の市町村からの返還に伴いまして、105万円余を県の農地利用集積等推進基金に積み戻すものでございます。

6ページをお願いいたします。

台風被害生産施設復旧対策事業です。

これは、7月の台風3号及び梅雨期の豪雨により被災しました農業用施設、特に本県で

は農業用ハウスの被害が大きゅうございますが、その復旧に対する国庫の助成で3億4,757万円余をお願いいたします。国の補助率10分の3で、別途専決されております単県補助と一体的に実施をいたします。

次に、経営体育成支援事業の国庫返納金でございます。これは過年度の分の返納金でございます。財産処分に伴う返納金で5万8,000円でございます。

最後に、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業でございますが、これは、昨年の熊本地震で被災しました農業用施設等の復旧及び撤去に対する助成のための予算ですが、現在、最終の要望の取りまとめをしております、それを含めた事業のために必要な予算の37億1,350万円余の増額をお願いいたしております。

農地・担い手支援課は以上でございます。

○福島農地整備課長 農地整備課でございます。

資料の7ページをお願いします。

農地災害復旧費でございますが、2段目の県営農地等災害復旧事業費につきまして2億4,400万円を計上しております。

これは、台風第3号により被災した益城町の深迫ダムにつきまして復旧工事を実施するための経費でございます。

農地整備課は以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

資料8ページをお願いいたします。

まず、2段目、5段目にございます国庫支出金返納金でございます。

説明欄にございます鳥獣被害防止総合対策交付金と多面的機能支払交付金の両事業でございますが、熊本地震の発生によりまして年度内執行が困難になりました施設等の整備、

これにつきまして、過年度国庫支出金の返納を行うものでございます。鳥獣被害防止総合対策交付金に439万円余、多面的機能支払交付金に1,249万円余を計上してございます。

続きまして、4段目の県営中山間地域総合整備事業費でございます。

説明欄にございます中山間農業モデル地区支援事業、これは平成29年新規事業でございます。特に生産条件の厳しい中山間対策の一つでございます。

大きく3つございまして、1点目、農業関係あるいは農業集落の実態調査に関する経費、2つ目としまして、モデル地区を設定します農業ビジョン作成に関する経費の支援、3つ目が、このビジョンに基づきます簡易な基盤整備等に対する助成、この3つでございますが、このうちモデル地区の設定に関しまして、各地域から、対策の主軸でございます所得向上に向けて、非常に複合収入の確保に関する関心が高うございます。例えば、林業、観光、いわゆる農観連携に関します他分野との連携に関する関心が高うございます。

こういう状況を踏まえまして、全国に先行して、こういった他分野との連携についての検討、調査を行う経費について予算要求を行いまして、国から750万円の追加割り当てがございました。今回、これを受けまして増額補正をお願いするものでございます。

むらづくり課は以上でございます。

○長谷川森林整備課長 森林整備課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

国庫支出金返納金として519万円をお願いしております。

説明欄のとおり、森林環境保全整備事業の事業費確定に伴い、過年度の国庫支出金を返納するものでございます。

森林整備課は以上でございます。よろしく

お願いいたします。

○古家林業振興課長 林業振興課でございます。

資料10ページをお願いします。

1段目、林業振興指導費で780万円余の増額補正をお願いしております。

2段目の説明欄に記載しておりますとおり、国際イベント森林認証材供給体制づくり事業として、東京オリンピック・パラリンピックに向けた森林認証材の供給体制を構築するものです。

具体的には、県産認証材のPRやオリパラ向けの認証材供給の掛かり増し経費支援などを計画しております。

次に、3段目、林道災害復旧費で1億904万円余の増額補正をお願いしております。

4段目の説明欄に記載しておりますとおり、現年林道災害復旧事業として市町村が行います林道施設の復旧を補助するものです。

一番下の林業振興課合計で1億1,684万円余の増額補正をお願いしております。

林業振興課は以上です。

○木下森林保全課長 森林保全課でございます。

11ページでございます。

治山費として3つの事業、補正額として6億7,500万円余をお願いしております。

まず、緊急治山事業です。

これは、6月の梅雨前線豪雨による芦北町の2カ所と7月の九州北部豪雨による南小国町の7カ所の合計9カ所、5億4,500万円余をお願いしております。

次に、単県治山事業です。

県営と市町村営の合計で、予算額としては8,100万円余となります。

説明欄をごらんください。

単県治山事業(県営事業)は、国補助の対象とならない小規模な復旧工事で、南小国町湯

風呂地区ほか13カ所で6,800万円余となります。

単県治山事業(市町村営事業)は、市町村が行う小規模な復旧工事で、和水町小原地区ほか3カ所で1,200万円余を助成するものです。

次のページ、12ページをお願いします。

これは林地崩壊防止事業です。市町村が行う復旧工事で、激甚災害指定があった場合に国補助が受けられるという事業で、南小国町火焼輪地区ほか1カ所で4,800万円余を助成するものです。

森林保全課の補正額合計としては、最下段にありますとおり6億7,500万円余となります。

御審議のほどよろしくをお願いします。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

資料13ページをお願いいたします。

上段の漁業取締費でございます。

漁業取締事務所施設賃借で債務負担行為の設定をお願いしております。

これは、平成29年度から施設を賃借するため、28年12月議会において、当該機関に係る債務負担行為を設定し入札を行いました。熊本地震の影響による資材及び人件費の高騰のため、入札が不調に終わりました。このため、再度入札を行うに当たり、賃借月数及び総事業費が変わるため、限度額の変更を行うものでございます。

次に、下段の水産研究センター費でございます。

説明欄1の水産研究センター施設等整備事業で149万円の増額をお願いしております。

これは、台風3号により被災した当センターの看板等の補修、倒木の撤去を行うものでございます。

次に、説明欄2の試験調査事業で53万円の増額をお願いしております。

これは、国立研究開発法人水産研究・教育機構と共同で貝毒の試験調査を行うものでございます。

最下段、課計の欄でございますが、水産振興課としまして、9月補正予算として202万円の増額をお願いしております。

水産振興課は以上でございます。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

資料14ページをお願いいたします。

7月31日付知事専決処分の御報告でございます。

経営対策資金助成費といたしまして280万円余をお願いしております。

これは、台風被害等の対策として融資を受けられる農業者等に対する利子補給や保証を受ける場合の保証料補助、そして保証を引き受ける農業信用基金協会のリスクを軽減するための補助を行うものでございます。融資枠は10億円としております。あわせまして、債務負担行為をお願いしております。

団体支援課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

資料の15ページをお願いいたします。

7月に行いました専決処分の報告でございます。

まず、1段目の農作物対策費につきましては、右の説明欄にありますように、台風3号及び梅雨前線豪雨により被害が発生した農産物の土壌病害対策など、生産回復に対する助成に要する経費として6,200万円余のソフト事業を創設いたしました。

それから、3段目の農業構造改善事業費につきましては、先ほど6ページで説明がありました国の経営体育成支援事業を活用した台風被害生産施設復旧対策事業に県と市町村に

よる上乘せ助成を行うもので、1億2,900万円余を措置したものでございます。

いずれも、秋の営農再開に間に合うよう、夏の間には土壌病害対策や施設の復旧に取り組むため、7月に専決処分を行ったものでございます。

農産園芸課は以上でございます。

○木下森林保全課長 森林保全課でございます。

16ページをお願いします。

治山費として、2つの事業6,300万円を専決しております。

まず、緊急治山事業です。

先ほど9月補正予算でお願いをしている9カ所の復旧工事の測量設計費の2,600万円を専決しております。拡大、崩壊などの防止のためには、早急に本体工事の着手が必要で、測量設計を先行させる必要があったものです。

次に、単県治山事業です。

単県治山事業（県営事業）と単県治山事業（市町村営事業）の合計で3,700万円を専決しております。

説明欄をごらんください。

単県治山事業（県営事業）は、緊急治山事業の工事箇所に係る仮設防護柵の設置や土のうの設置、土砂撤去など応急工事に係る経費で、南小国町1カ所、芦北町2カ所分の1,300万円です。

単県治山事業（市町村営事業）は、農林水産常任委員会で視察をいただいた小国町・小国ウッディの土場への土砂が崩壊した現場の復旧を行うものです。次のページの現年治山災害復旧事業とセットになっているもので、単県治山事業分としては2,400万円となっております。

17ページをお願いします。

現年治山災害復旧事業です。

説明欄にあるとおり、市町村が設置した治

山施設、のり砕工でしたけれども、その治山施設が被災したため、市町村が実施する治山施設の復旧工事に国が補助するものです。

2,340万円を専決しております。

森林保全課の台風・豪雨災関連の専決に係る補正額の合計としては、最下段にありますとおり8,640万円となります。

森林保全課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

18ページをお願いいたします。

18ページの議案第9号から22ページの議案第11号までは、いずれも、平成29年度の農林水産関係の建設事業につきまして、受益市町村が負担する経費の負担率を定めるものでございます。

県が行う建設事業につきましては、法律上、その経費について受益市町村に負担させることができることとされております。この負担率を定めるに当たりましては、受益市町村の意見を聞いた上で、県議会の議決を経て定めることとなっております。

議案につきましては、根拠法令ごとに、18ページの議案第9号が地方財政法関係、20ページの議案第10号が海岸法関係、21ページの議案第11号が土地改良法関係のものとなっております。

各事業の負担割合は、国のガイドライン等により設定したもので、受益市町村の同意を得たものでございます。

今年度初めて設定したのものとして、18ページの県単独事業の5、地域密着型農業基盤整備事業（ため池等整備事業関連（河川工作物））がでございます。従前に同所の工事を国庫補助事業として実施していた際と同じ負担率としております。

続きまして、23ページをお願いいたします。

ここから28ページまでは、県が一定割合の出資または債務負担を行っている6つの法人についての経営状況の報告でございます。

内容につきましては、それぞれ担当課から説明させていただきます。

農林水産政策課は以上でございます。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

報告第24号の一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会の経営状況について御報告いたします。

資料は、別冊用意してございまして、表紙をめくりますと、1枚の概要を取りまとめた裏表の資料がございます。こちらのほうで説明をさせていただきます。

表面のⅠの基本情報でございます。

この協会は、野菜生産農家の経営の安定と消費地への野菜の安定供給を図るため、昭和49年に設立されたものでございます。

中ほどにありますⅡの平成28年度決算の概要につきましては、協会の事業活動の損益をあらわす一般正味財産が減額になりましたけれども、補給金などの使途に制限のある指定正味財産が増加いたしました。

全体として、正味財産は、期首から1,100万円余増加して3億7,700万円余となっております。

裏面をごらんください。

Ⅲの事業実績につきましては、1の資金造成につきましては、前年度からの繰越金を造成額に充当いたしましたので、残りの5,900万円余を、県、それから経済連、生産者により造成をいたしました。

3の補給交付金の交付実績につきましては、スイカなど7品目の特定野菜と冬春トマトなど5品目の指定野菜の平均販売価格が保証基準額を下回りましたので、価格差補給金4,200万円余が交付されております。

農産園芸課からの説明は以上でございます。

す。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

報告第25号公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

お手元の別冊でお配りしております公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況を説明する書類について、目次の次に28年度の決算概要についておつけしておりますので、その資料に基づき御説明させていただきます。

まず、Ⅰの基本情報についてでございます。

1の設立目的は、畜産農家やその組織する団体への経営・運営指導、飼養管理及び保健衛生指導、畜産物価格安定対策、家畜改良を通じた畜産経営の安定的発展、安全、安心な畜産物の供給についてでございます。

2のこれまでの経緯でございますが、社団法人熊本県畜産物価格安定基金協会を初めとする畜産関係5団体が再編統合いたしまして、平成24年4月に公益社団法人に移行しております。

4の組織でございますが、県、市町村、農業団体、家畜自衛防疫促進協議会等、70団体で構成しております。

5の寄託金は、基本財産になりますが、3億8,913万円でございますが、このうち県が41.1%、1億6,000万円になります。

Ⅱの平成28年度決算の概要についてでございますが、公益目的事業会計は、畜産経営体の育成・経営支援と家畜衛生対策、畜産物価格安定対策の3事業になります。

収益事業としましては、家畜改良登録事業で運営されているところでございます。

下の表の正味財産増減の計算の右端の合計欄で御説明いたします。

一般正味財産の増減の部の(A)の当期経営増減額、(D)の当期経常外増減額を合わせました(H)の当期一般正味財産増減額は、506万

円余の黒字となっております。

これにより、(J)の一般正味財産期末残高は、1億6,294万円余となっておりますのでございます。

次に、指定正味財産増減の部でございますが、指定正味財産は、子牛価格安定制度など複数の生産者積立金の増とその交付金による減がございます。

28年度につきましては、肥育経営安定対策事業において、3年間の積立期間が一旦終了しましたので、積立金を精算して返還したことにより大幅な減額となっております。このため、(K)の当期指定正味財産増減額は、57億9,641万円余のマイナスとなっているところでございます。

一番下の行の正味財産期末残高は、そのほとんどが家畜経営安定対策事業の積立金になりますが、合計で48億848万円余となっておりますのでございます。

以上が公益社団法人熊本県畜産協会の経営状況についての説明でございます。

引き続きしっかりと指導してまいります。

畜産課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○鳥井農地・担い手支援課長 報告第26号の公益財団法人熊本県農業公社の28年度の決算概要を御説明いたします。

別冊の資料のうちの1枚の決算概要についてごらんいただきたいと思っております。

農業公社は、①の農地保有の合理化、畜産基盤の整備による農業経営の強化、②の農業後継者の育成、確保、③農業公園の管理運営の3つを主な目的とした組織でございます。このうち、①と②が公益目的の事業、③が収益事業に位置づけられております。

真ん中から下のほうの決算の状況ですけれども、一般正味財産の増減は、当期の経常増減につきましては、公益目的事業が279万円の赤字、収益事業で29万2,000円の黒字、法

人会計が79万9,000円のマイナスとなりました。合わせまして、329万7,000円の赤字となっております。

次に、指定正味財産ですけれども、これにつきましては、減価償却分等を一般正味財産へ繰り入れました関係で116万円の減となっております。合わせまして、正味財産の期末残高は7億220万円でございます。

裏面をごらんください。

28年度の事業の状況でございます。

農地中間管理事業につきましては、542ヘクタールの借り入れ、556ヘクタールの貸し付けを行っております。

昨年度は、4月の熊本地震の影響で被災地での貸借が進まなかったことがありまして、実績が一昨年よりも減少しております。

畜産公共事業につきましては、八代市、氷川町、球磨村等で8,700万円の畜舎整備、家畜排せつ物処理施設の整備を行っております。

新規就農支援事業につきましては、支援センターで就農希望者等の557件の相談対応を行っております。

最後に、農業公園につきましては、地震の影響で一部恒例にしておりますイベントが中止になりましたけれども、自主イベント等の実施に努め、前年度並みの47万2,000人の入場者を確保しております。

以上でございます。

○長谷川森林整備課長 森林整備課でございます。

報告第27号の公益社団法人熊本県林業公社の経営状況につきまして説明させていただきます。

別冊の公益社団法人熊本県林業公社の経営状況を説明する書類をお願いいたします。

表紙をめくりまして、右側のページ、平成28年度の決算概要により説明させていただきます。

Iの基本情報でございます。

設立の目的は、環境の保全等に配慮した造林等の事業を行うことにより、森林の持つ公益的機能の維持、増進を図り、林業の活性化と山村地域の振興並びに住民生活環境の向上に寄与することでございます。

これまでの経緯は、昭和36年に五家荘林業公社として設立され、その後、昭和46年、松くい虫被害が全県的に広がったことから、その被害跡地の造林等を進めるために、県内一円を対象とする熊本県林業公社に改組しております。なお、平成25年4月1日に公益社団法人に移行しております。

IIの平成28年度決算の概要でございます。

正味財産増減計算書でございます。1年間の事業活動の結果、資産がどのようになったかを見るものでございます。

平成28年度末の正味財産期末残高は、一番右下の欄のとおり、1億5,400万円余となっております。前年度と比較しまして、約4,800万円森林資産がふえたこととなります。

なお、一番左の区分欄(D)でございますが、一般正味財産増減額の部の当期経常外増減額でマイナス7,800万円余を計上しております。

これは、森林資産について、主伐や台風などの被害により森林を伐採した場合、森林の時価評価額が固定資産額を下回っているときは、その差額を減損損失として計上するもので、これに対応したものでございます。

次のページをお願いいたします。

参考の2つ目の表ですが、資金ベースの収支計算書でございます。

左側の欄に支出、右側の欄に収入をあらわしております。

平成28年度につきましては、利用間伐や間伐での出荷販売の推進により収入の確保に努めた結果、一番下の段、支出の合計9億3,300万円余と収入合計10億4,300万円余の差

額である1億900万円余を次年度に繰り越すこととなりました。

次に、IIIの事業実績等でございます。

1の分収契約による森林整備について、現在、分収割合は、林業公社7、土地所有者3を基本としており、平成28年度末現在で、契約件数は1,435件、面積は9,261ヘクタールとなっております。

2の主要事業の実績につきましては、表のとおりでございます。

最後に、IVの林業公社の経営改善に向けた取り組みでございます。

林業公社につきましては、これまで各種の経営改善策を進めてまいりました。

現在、熊本県林業公社経営改善推進委員会からの提言を踏まえ、長伐期化の推進、分収割合の見直し、事業の見直しの3つを柱として経営改善に取り組んでおります。

まず、1つ目の長伐期化の推進でございます。

伐採する年齢について、50年程度を80年程度に延長し、公益的機能の維持、増進に加え、大径材生産による木材収入の向上を図ることとしています。

2つ目は、分収割合の見直しでございます。

収入の確保を図るために、林業公社の分収割合を引き上げる取り組みを進めております。

3つ目は、事業の見直しでございます。

直送・直接販売による流通・販売コストの削減や輸出の推進によりまして、収益性の向上に努めているところでございます。

説明は以上でございますが、県、林業公社が一体となり、経営改善に向けて最大限努力しているところでございます。御理解のほどよろしくお願いいたします。

森林整備課は以上でございます。

○古家林業振興課長 報告第28号公益財団法

人熊本県林業従事者育成基金の経営状況について、別冊の経営状況を説明する書類で御説明いたします。

1枚目をお開きいただき、平成28年度決算概要についてをごらんください。

まず、1の設立目的ですが、当基金は、林業事業体に雇用される林業従事者の安定確保と育成を図ることを目的に、平成元年11月に設立され、平成24年4月1日から公益財団法人に移行しております。

2のこれまでの経緯ですが、県、市町村等の出捐により、平成9年度までに総額32億円の基金を積み立て、また、同年には、法律に基づき、熊本県林業労働力確保支援センターに指定されております。

次に、5の基本財産についてですが、当基金では、基本財産の運用益とあわせ、基本財産の一部を取り崩しながら事業を実施しており、現在額は29億4,000万円余となっております。

裏面をお願いします。

平成28年度決算の概要について、上段の表、正味財産増減計算書で御説明いたします。

まず、(H)の欄、一般正味財産の当期増減額が、右の合計欄のとおり82万円余の減、(K)の欄、指定正味財産の増減が、右の合計欄のとおり2億1,214万円余の減となり、表の最下段の正味財産期末残高は28億1,757万円余となっております。

次に、事業実績等についてです。

公益法人として公益目的事業を実施しておりますが、事業費は1億7,976万円余となっております。

事業の内容は、下の表に記載しておりますように、①の林業労働力確保等に関する事業では、退職金共済や社会保険の掛金の事業主負担の助成や新規参加者を雇用した事業体への助成を行っております。

②から⑥の事業では、国や県からの補助事

業、委託事業により、林業未経験者を対象とした集合研修や指導者養成研修のほか、林業事業体への指導、林業技能競技会の開催などの広報・啓発活動や林業事業体への職業紹介などの事業を行っております。

林業振興課は以上でございます。よろしく申し上げます。

○山田水産振興課長 水産振興課でございます。

報告第29号公益財団法人くまもと里海づくり協会の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

資料は28ページですが、これにつきましては、別冊資料のほうに挟み込んでございます公益財団法人くまもと里海づくり協会の平成28年度決算概要についてのペーパーで説明をさせていただきます。

まず、I、基本情報の1、設立の目的です。

当協会は、水産動植物の種苗の生産及び放流並びに水産動植物の育成を計画的かつ効率的に推進する事業を行い、もって県民への水産物供給の安定と海洋環境の保全に寄与することを目的としております。

次に、これまでの経緯としまして、昭和59年7月に、財団法人熊本県栽培漁業協会として設立し、新公益法人制度に基づき、公益財団法人くまもと里海づくり協会へ平成23年4月に移行しております。

次に、4、組織であります。評議員12名、理事15名、監事3名、職員12名で業務を遂行しております。

基本金でございますが、基本財産は5億9,000万円であり、県からの出捐金は1億9,000万円で、その出資比率は32.2%となっております。

続きまして、II、平成28年度決算の概要、正味財産増減計算書でございます。

放流種苗等の生産や配付をいたします公益

事業会計、アユの養殖用種苗を生産いたしません収益事業会計、基本財産の運用を行う法人会計の3会計区分で運営しております。

まず、当期経常増減額、(A)の欄ですが、公益事業会計でマイナス385万円余、収益事業会計で7万7,000円余、法人会計で207万2,000円余となっており、総合計でマイナス170万1,000円余となっております。

また、当期経常外増減額(E)の欄ですが、総合計でマイナス19万4,000円余となっており、当期一般正味財産増減額は、公益事業会計でマイナス404万円余、収益事業会計で7万3,000円余、法人会計で207万2,000円余となっており、総合計でマイナス189万5,000円余となっております。

指定正味財産期末残高、(N)の欄でございますが、3億8,350万円を加えますと、正味財産期末残高の総合計は7億7,811万円余となっております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、Ⅲ、事業実績の1、里海づくり事業についてです。

まず、里海づくり推進事業です。

マダイ、ヒラメなど11種類の水産動植物の種苗の生産及び配付を、県下の市町、漁協、栽培漁業地域展開協議会等へ行っております。

次に、共同放流事業の推進のため、栽培漁業地域展開協議会へ負担金を支出するとともに、事務局を担っております。

さらに、マダイ、ヒラメの放流効果を把握するため、県内主要市場でモニタリング調査をしております。

(2)里海づくり技術開発試験では、クマモト・オイスターの大量種苗生産の技術開発試験及びアサリ人工稚貝の中間育成技術開発試験、ヒジキの量産技術開発試験を県から受託し、実施しております。

次に、(3)里海づくり事業の啓発事業では、八代漁協が実施する種苗生産や各漁協に

よるマダイ、ヒラメ、エビ類などの育成及び放流に関して指導や助言を行っております。

また、小学校等の研修依頼を積極的に受け入れ、種苗の放流体験を開催するなどして、里海づくり事業が県民に広く理解されるよう取り組んでいるところでございます。

次に、2、その他の事業についてです。

内水面養殖業の発展を目的に、アユの養殖用種苗の生産を行い、配付をいたしております。

今後とも各事業の効率化を図り、適正な運営に努めるよう努力してまいりたいと思っております。

水産振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口裕委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、質疑を受けたいと思っております。

質疑を受けた課は、課名を言って着座のまま説明してください。

質疑はありませんか。

○村上寅美委員 手前みその話になる可能性があるけど、そういう意味じゃなくて、放流ね、ウナギはやってないの、県は。

○山田水産振興課長 ウナギにつきましては、内水面振興事業の中で放流はさせていただいております。(村上寅美委員「そうでしょう」と呼ぶ)はい。

ウナギにつきましては、まだ人工種苗ができてないと。天然種苗のほうを放流させていただいておりますので、里海づくり協会のほうは、人工種苗をつくりまして放流をしているということで、今回里海づくり協会のほうの事業の説明には該当していないということでございます。

○村上寅美委員 組合で1,000万尾ぐらいしよるからね、養鰻組合で。ただ、1,000万尾

という、相当大きいようだけど、大体1キロにシラスというのは5,000匹ぐらいかかります。1キロに5,000匹、何百万てするけど。だから、クロコにしたところで大体1,000万尾ぐらい組合は放流してますから。県は立ち会いよっと。

○山田水産振興課長 放流につきましては、今までも立ち会いをさせていただいております。来週、たしか放流の計画を聞いていますので……。

○村上寅美委員 はい、よかです。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○西岡勝成委員 台風3号の被害が、意外と、台風そのものは小さくなって、スピードは上がったんですが。委員会に所属しているので、いろいろ情報が来る。わあ、こんなに被害があったのかと思うぐらいの感じで、ずっと見てたんですけども、ハウスも、いろいろなハウスがあると思うんですけども、この前も委員会で視察をさせていただいて、大体風速何メートルとかそういうのに、いろいろな安いのもあれば、高いのも多分ハウスはあると思うんですけども、そういうのはどういう計算でやとった。えらい何か、あの台風でこんなに被害が出るのという感じはしたんですけども、その辺はどうですかね。今後の対策も含めて。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

施設園芸のハウスにつきましては、委員おっしゃるように、柱となります主骨材の大きさとかで耐風速の強度が違っておまして、今回は、台風3号につきましては、コンパクトな台風でしたので、中心から進行方向に向かって右手側の狭い範囲で物すごく風が吹い

てました。

実際は、宇城市で30数メートル、40メートル弱の風速が観測されてございまして、そのあたりを中心に、熊本、宇城、八代の一部にかけてが局地的に非常に強い風が吹きましたので、そこに被害が集中したような形で発生をいたしております。

グレードとしましては、25メートルぐらいに耐えるもの、35メートルぐらいの風速に耐えるもの、50メートルぐらいに耐えるものというのがございますけれども、今回は、ややグレードの低いもの、それから老朽化したものが被害が大きかったというふうに認識をいたしております。

以上です。

○西岡勝成委員 その辺の対策は、いずれにしても台風が大きくなりよりますよね、温暖化も含めて。その辺は、やっぱり計画的にそういう災害に強い施設整備をしていかないと、私も古いやつを見て、これはかなり古いなど思ったりもしましたけれども、やっぱり徐々にかえていくような対策をやっていかないと、何回も同じような被害が出てくるんじゃないかなと。

特にコースも悪かったですよね。要するに、熊本県側が右側に来ましたから。あれも島原沖を通っていく、五島沖を通っていく台風が一番熊本県が最悪のコースだったので、それとスピードですね。

ただ、こういうのは、この前の18号か、あれにしても幸い右側に通っていったので助かりましたけれども、今後はああいうのはどんどん来ると思うので、やっぱり施設園芸をしていくには、それなりの覚悟を決めてやっていくべきだと思います。何か方向性があれば。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

委員おっしゃるように、台風シーズンに栽培をしている品目につきましては、時期時期に合わせた必要な耐風速の施設整備が必要と考えておりました、私どもとしましては、耐風速35メートルのもの、それから耐風速50メートルのもの、それぞれの作付期間に応じて、そこを仕分けをしながら整備を進めておりました、徐々にではございますけれども、進んではきております。

○山口裕委員長 ほかに。

○村上寅美委員 ちょっと逆にお礼を言いたいけど、やっぱりJA熊本市と玉名は集中的に小規模でいかれているわけですよ。小規模で20万〜30万とか、1カ所がな。だから該当しないと、1カ所1カ所では。該当しないということは、これは森山農林大臣がわざわざ現場まで、金峰山の下まで来てもらって、そして総括的に見てもらって補助したけど、これには、逆に国、県にお礼を言いたいと思うけど、敏速にほとんど9割方ぐらい終わったんじゃないの、整備は。ハウスの施設の台風災害。

○大島農産園芸課長 農産園芸課でございます。

今回の3号の……。

○村上寅美委員 今回じゃなか。去年のつ。

○大島農産園芸課長 地震でございますか。

○村上寅美委員 地震か。だから聞いたら、いやもう何年かかるかと言うて心配して、小規模なもんだから、一つ一つは該当しないというような考えもあったけど、これは2次災害に影響するということを心配してたんですよ。全部山の根つけに——ハウスが崩れた場合は、下は人家になつとるから、2次災害あ

たりも非常に心配しとったけど、それは昨年のあれだけど、非常に敏速に県下全体でやってくれたということで、私のところにお礼に来たぐらいだから、生産者が。そういうことだから、これは褒めて言いよつとだけんね。そういうこともありましたということ。

○末松直洋委員 台風3号関連なんですけれども、発生後すぐに宇城に入っていたいで、本当にありがとうございます。

その中で、農業共済に加入している方がやはりかなり少ないということであります。特に共済の掛け方が、1年間丸々掛けるタイプとその生育期間だけ掛けるタイプとあって、台風の発生が7月3日ということであって、6月いっぱいまでは収穫があるので掛けとったけど、あと3日早く来てくれれば共済にかかったけどという。

7月でもビニールをかけたということとは、収穫物が終わって、土壌消毒をするために水を張って、熱消毒をしとったからビニールを張とった。ふだんなら、もうビニールは剥いどる時期なんですけれども、もうちょっと日にちが遅かったらビニールも剥いどんなはったんですが、それでかなりの被害が出たということで、農済の大体加入率はどれぐらいなんでしょうか。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

農業共済の加入率につきましては、特に園芸施設共済につきましては、27年度の台風がかなり被害がございまして、その際にやはり加入率の低さが問題になりました。

それで、28年度から、加入促進事業を単県で実施させていただいているところございまして、26年度の園芸施設共済の加入率は54.2%でございました。27年度は55.2%で、28年度に事業実施いたしましたところ57.2%、わずかではございますが、増加傾向にあ

るかなというふうに思っております。

○末松直洋委員 50%を若干超えているという程度で、5割近くの方は加入されとらぬということであります。

今回、県と市町村の補助が、農済で補助が出る部分を除いた部分の10分の2ということですので、農済にかたつとらぬ人たちはかなり個人負担が大きいんですよ。掛金の話で、やはり1軒で20数万円とか30万円払っとんなはる人が、やっぱり掛け捨てなのできつかと言いなる人がかなり多くて、やっぱり20万～30万掛けきらぬけんで、かたつとらぬという人がかなりおる。

ただ、こんなに災害が毎年続くようであったら、やはりきつくても農済にかたつていくような取り組みが今後は必要じゃなかろうかと思えますけれども、そこら辺の取り組みとか何かありますか。

○杉山団体支援課長 28年度から、先ほど加入促進事業を実施していると申し上げました。あわせまして、おっしゃるとおり、かなり掛金が高かったりとか、制度についてのいろんな課題も見えてきておりますので、そういった制度的な改善につきまして、国のほうに要望をしているところでございます。

あわせまして、特に加入について、共済組合あるいは市町村と協力して、加入促進に当たりたいというふうに思っております。

○末松直洋委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

作物によって、掛け方が全く——ほとんど掛けてない作物がある。今回、宇城地域でもブドウがかなりやられたんですけども、普通ブドウの収穫期間というのは、まず台風が来る時期じゃないということで、ほとんどの農家の人がかたつとらぬだったんですよ。作物によってもそんなにばらつきがやっぱり

あるということも、ぜひ御理解いただければと思います。

○村上寅美委員 これは、水産庁の長谷局長にこの前会ってきて、そして、とにかく水産に関しては、漁連が一本でかたつとるから、団体でかたつとるから全部入るんですよ。熊本県も全部。しかし、農政のほうは、今言うように個人個人の加入率という形になつとるから、これは部長、前の委員会かなんかでも言ったと思うけど、これは僕は水産のほうが進んどるような気がするから、ぜひひとつ、そういうところは国に言って、国の企画課長とそれから水産と農政の課長と3者集まってもらって、そして鹿児島県の連の会長しとる代議士の森山前農林大臣と私が立ち会って寄ったところで話を聞いたら、水産、農政、加工、ずっと課長がおるのにほとんど打ち合わせはせんね、ほとんど。県もそうあるの。ほとんど打ち合わせしないから、だからこれに関しては水産が進んどるわけたい。漁連で一本でかたつとるから。だけん、組合員は全部それで集約するごてなつとる、仕組みが。

だから、ぜひ農政のほうも、そういうところはJAならJAが一本化してすれば、個人個人じゃなくて団体で加入ができて、組合員全員が該当するというようなことをやったらどうかと思うことをどこかでも発言したと思うけど、こんなのどうなの。

○濱田農林水産部長 一昨年、27年の台風被害でハウスが非常にやられたときに、これはもう政審会、各会派の意見交換会でもそうだったし、この常任委員会でもそうだったですが、共済の問題がやはり非常に焦点になりました。唯一のセーフティーネットとしてきちんと入っとくべきじゃないか。ただ、そうは言っても、実態の制度としてやはり入りにくかったり、末松委員がおっしゃるとおり高かったり、あるいはペイしないような制度にな

ってるという状況もこれありでございます、その年から農業共済あるいは生産者組合と一緒に、共済の制度のあり方についてどういうべきかというのをずっと勉強会をしてきました。それは毎年毎年勉強会をしながら、その都度都度の問題点を国にぶつけています。

そういった中で、確かにしょぼいんだけど、国は国で努力しているという、向こうは言い分がございます。それはそれとしてずっとやりながら、そっちはそっちできちんと制度改善は我々も訴えていきますので、こっちはこっちとして、やはりセーフティーネットにかたるべきはかたる。そういった振興策は、先ほど課長も申し上げたとおり、市町村と一緒に加入促進の事業も立ち上げておりますので、その両輪で進めていきたいと思っております。

○村上寅美委員 関連。それは今セーフティーネットと言ったように、一例が手前みその自慢になるけど、口之津が撤廃したのが復活したじゃないね、口之津が。これはやっぱり熊本県だけでどがしこ言うてもね、やっぱり都道府県で熊本県だけの意見というのは、重要視はしても、そんなにないんですよ。3年ぐらい私も言い続けてきて、それで鳥栖で九州の議連をつくって、九州で僕は代表になって、そして九州全体の意向だということで口之津は残ることになったんですよ、撤廃したやつが。あの試験場たい。小規模になったけど、しかし、非常に使いやすくなって1週間でもよかったです。そして帰ったら作業してよかったです。昔は、生徒で下宿してずっとそのままおらなんだったけど、今はもう勉強したなら1週間おったなら帰って、それは実技で自分ところで作業ができるというような仕組みに国が切りかえてくれたけんな。

だから、ぜひそういう意味でやっぱり参加ができるような形に——研究しとると言われ

るけど、九州でまとまれば決まります、この話は。もう実績があるから。熊本がどんなに言ったって、熊本を重要視せぬわけじゃないけど、熊本県の意見はそうだけど、じゃあほかの県はどうなのかと。熊本のように議員も職員も熱心なところはないんですよ。私が知る限りない。九州でも、同じ農業でも、水産でも。議連もある。通り一遍の要望はするけど、それで切れてしまうから。これでもかこれでもかという形で、やっぱり熊本の意見というのは九州の意見として反映させてもらえん。でくるから。事務局にちょっとそれは要望しとくから。ぜひ九州の事務レベルで、部長、一本化にまとめてもらって、要望してごらん。でくる。できたっだけん。要望でいいです。これからの話だから。

○山口裕委員長 ほかに。

○西岡勝成委員 8ページの中山間地域の総合整備事業費なんですけれども、これはもうモデル地区は決まってやっているんですか。

○久保田むらづくり課長 年度当初から、各地域振興局のほうにプロジェクトチーム、本庁にもございますけれども、立ち上げて、現在、5地区をモデル地区として選定をし、残りについても、出てきてない振興局、鋭意地域に寄り添っているいろんなビジョンづくりとかモデルの選定を行って、やがて残った地区についてもモデル選定をやるようなところで今進めておるところでございます。各管内1地区以上を目標にして、今モデル地区を立てて、その支援を行っていくところで推進をしているところでございます。

○西岡勝成委員 農地の集約から始まって、なかなか難しい——まとまりやすいところはそれなりにやってきてもらってますけれども、今後の中山間地域の、要するに稼げる農

業につなげていくかというのは、非常にやっぱり難しいところがたくさん残っている中で、私も、この前質問させていただきましたが、これは企画振興部で100万円の予算をつけてもらって、天草に薬草がどういうものがあるかという調査を熊大と県の企画振興部でまず調査をして、その可能性が、栽培して稼げる農業につながるのかという、まず事前調査をしていくんですけれども、あさぎり町のミシマサイコですか、あそこは60ヘクタールやって、反の50万も60万も上がりよという話で、ツムラと提携してやっとならるということ、ああいう形のものでできれば非常におもしろいなと思って、私も力を入れているんですけれども。

ぜひ、そういう面で、何かこれで栽培できるような形ができたなら支援もお願いしたいし、そして、調査する段階で私は各組合長にお願いしたんですが、何か、ぱっと行ってもなかなか、どこにどういうものがあるのかもわからぬし、できれば地域のJAと連絡をとってもらって、調査段階から——昔からやっぱり話があるんですね。こういう薬草を、地元の人にはこれを薬草として使いよったという昔からのあれがあるので、特に天草の場合は、文献的にもカンゾウがつくられてたという話もありますので、実際私も電話で聞いたんですけれども、上天草にあるらしいんです、大矢野に。それは行ってみないとわからないんですけれども、そういうことも含めて、企画が予算をつけてますけれども、農政のほうでぜひつながりをつくっていただいて、先に広がるようお願いをしておきたいと思います。よろしく。

○久保田むらづくり課長 今西岡委員からお話がありましたとおりモデル地区において、モデルで上げます最大の目標というのは所得向上でございます。地域を元気にして、そこをモデルとして周辺に波及をさせていく

ということございまして、若干御紹介申し上げますと、今モデルで上がっております地区の中にも、薬草ではございませんけれども、基盤を整えて、いわゆる高収益、量は少ないけれども、いわゆる付加価値の高い収益につながるもの、この導入に向けての支援を行ってほしいと。あとは、地域にございます食材、これを活用して、いわゆる農業ではございませんが、農業外収入、関連がございまして収入として、県外からとか、あとは外国から招いて、そこで農家レストラン等、そういったところでの収入を確保して、そこに農業収入を加えて安定的な農村生活を確保する、そういう取り組みをやってまいりたいというような、そういうモデル地区、多彩なモデルが今上がってきてございます。

委員からございました薬草についても、やはりそこが所得向上、そういうものにつながるものになるかどうか、地域からのお話を含めて、しっかり寄り添ってお話を聞いて、そこはビジネスモデルとしてなれるかどうか、そこについて支援をし、状況によっては本庁横断連携で情報を共有して、地域振興、持続可能な農村づくり、そういったものにつながるようにしっかりモデルを育て上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○西岡勝成委員 よろしく申し上げます。

もう1点、続けて。

里海づくり事業で、要するに漁協あたりが金を出してやってる部分もありますよね、マダイとかなんとかを。それと、それが1番のほうで、2番のやつは、ただ県が——例えばクマモト・オイスターは、県から補助金をもらって、これ、ただでまだやっとならるわけでしょう。種苗はただで業者に試験的にやっとならるんだから、全然収益は上がらぬですたいね。要するに、県の予算を3,000何百万もらって、それで今種苗の開発をしよると。金には

なってないでしょう。

○山田水産振興課長 クマモト・オイスター等につきましては、県のほうから協会のほうに委託をしております。ですから、県のほうから負担をして、今技術開発をして、それから、養殖業者の方々には、種苗を無償で、今のところは試験で配付をしているというところでございます。

○西岡勝成委員 本来であると、これはうまくいけば種苗代をもらって、そこの里海づくり協会がお金をもらう、収入にならないかぬたいな。そのためには、やっぱりかなり研究も大変だと思うけど、早くそういう状態にならないと、県も金だけ出してなかなか金にならぬと。厳しい財政の中ですからね、やはり養殖業者も、ただでもらうより自分たちが金出してやっぱりそれでもうかったというスタイルをつくっていかないと、商売の原点が全く違いますので、その辺は大変だと思いますけれども、ひとつ頑張ってください。

○山田水産振興課長 クマモト・オイスターについては、私たち水産の職員として、もう本当に一生懸命取り組むべき重要な課題の一つというふうに考えております。いずれは、やはりしっかりとしたブランドにできるようにし、そして、協会としても種苗の販売ということで役に立てるように一生懸命努力していきたいと思っております。

○西岡勝成委員 クマモト・オイスターという名前は使えるんですか。アメリカで特許を取った、登録してない。

○山田水産振興課長 クマモト・オイスター自体は使えると思います。登録をされてるというものではないと思いますので……

○西岡勝成委員 アメリカで。

○山田水産振興課長 はい。

○西岡勝成委員 しかし、あっちから来たの、本当は。こっちでつけた名前じゃないんでしょう。

○山田水産振興課長 もう歴史は西岡先生のほうが十分御存じかと思えます。戦後、熊本から持って行って、あちらのほうで非常に小ぶりでおいしいカキだということで、どこから来たかということで、クマモト・オイスターということで使われているものだと思いますが、熊本から命名したというものではございませんけれども、クマモト・オイスターということで販売しても問題はないというふうに思っております。

○西岡勝成委員 アメリカという国はやかましかけんですね。やたらそういうのを使いよると何千万、何億円と請求される可能性もあるので、それはきちっと調べとったほうがいいと思えますよ。

○山田水産振興課長 クマモト・オイスターにつきましては、いずれG I等も取っていきたいというようなことも今検討をいたしておりますので、そこら辺も含めたところでいろんな商標登録については一生懸命勉強させていただいて、遺漏のないように努めていきたいというふうに思います。

○岩田智子委員 また台風のことによつと戻りますけれども、視察させていただいて、いろんな被害の状況を見せていただきました。

あのときにちよつといろいろ聞いて、視察したところ以外のところも被害があつて、聞く話で、あの台風3号に関してはちよつと油

断をしたというような話もちよっと聞いたんですね。テレビニュースでもちっちゃかったので、余り報道もされなかった。

この前の18号は、物すごい報道がされていて、本当に前もって今からちょっと準備せななというふうな農家の方もたくさんおられたんですが、そういう油断みたいなのはあったのではないかなと。被害をもう少し抑えることもできたのではないかなというのがあるんですけれども、どうでしょうか。

○堤農業技術課長 農業技術課でございます。

台風の接近が心配される場合は、もう数日前から、早いときは1週間前から、そのコース等もある程度読めるものですから、その技術対策としては、まず作物対策、それとハウス等の施設対策あたりを市町村、農協等に通知をいたしておまして、今回もちよっと記憶はございませんけれども、数日前に、その対策等を情報提供してホームページ等もアップいたしております。

油断というところでは、若干個人的には油断をしておりましたけれども、対策等は十分に情報提供等対策も含めてしっかり対応いたしております。

○岩田智子委員 個人的な、やっぱり大きさとかそういう報道とかでもちよっと違ってくるのかなと思いますけれども、十分そうやって防災というか、そういうのをさせていただきたいなと思います。

それから、視察の後に、会派でも研究センターのほうにも視察をさせていただいて、被害の状況もいろいろあって、予算が計上されているので、とても安心したところです。

以上です。

○前川収委員 済みません、中座して。

もう聞かれてるかもしれないので、その途

中で、あった部分については、さっき答えましたと言ってもらってもいいんですけども、まず6ページの農業施設災害復旧費の中で、これは地震災害ですね。震災復旧緊急対策経営体育成支援事業。

代表質問でもお話しさせていただきましたけれども、今回も37億1,300万余の予算が組まれておまして、非常に心配しているのは、あるとき言ったとおりでありまして、予算はいただいたものの、もしくは交付決定はいただいたものの、復旧する人がいない、業者さんがいなくて復旧ができないままでいらっちゃって、まだそれが見通しが立っていないという方がたくさんいらっしゃるという現状については、過日代表質問で話をさせていただいたところでございます。

その中で、私のほうで質問の中で言わせていただいたのは、業者さんを広げていくためには、グループ補助金と同じ手法で、グループ補助金のほうは補助率は4分の3、こっちは9割ということで、補助率の違いはあっても結局震災被害の中で復旧するための事業であるというのは、農業と商工業の違いということであるというふうに思いますので、掛かり増し費用を商工のほうでは出すということになって農業では出さないと。まだあの時点においては出せないという——いや、出せないとはおっしゃってませんね。緊急に詰めるという話はなされたというふうに思っております、部長が詰めるとおっしゃったので、詰めた結果が、まだ緊急というのはどのぐらいかはわかりませんが、今回の予算に反映はされていないみたいでありますから、追加提案もないみたいであります、その点についてどうお考えになってらっしゃるのかが第1点です。

それと第2点目は、次の7ページ、農地災害復旧費の県営農地等災害復旧事業費ということで、深迫ダムについて、これはもうずっと水がダムまで来るかどうかの検証をやりな

がらとか、いろいろな話を聞いていただきました。受益者は、大津、菊陽の方が多いためですけれども、ずっと御相談をいただいておりますが、今回2億4,000万の復旧事業費ということが出てきたわけでありまして、随分時間がかかりましたけれども、結果としてどういうことをやるのか、私まだ聞いてませんけれども、その内容について教えていただきたいというふうに思っています。

それから、8ページ、3つで済みません。8ページのむらづくり課、土地改良費。

さっきまでお話が出てたのとかぶりますけれども、今回、県営中山間地域総合整備事業の中に750万の補正が出て、この750万というのは多分熊本県だけだと思います。非常に多様な中山間の視点ですね。中山間の振興の視点として、農業だけじゃなくて林業も、それから今お話がございました観光業も含めた複合収入という話。

代表質問でできなかつたんですけれども、そもそも私の持論で、中山間地帯の生活は複合収入で支えられてきたということをやっと言い続けてきておりますから、そのことに視点を置いた予算をつくっていただいたことはとてもありがたいんですけれども、この複合収入をやるときに一番困るのは、行政の弱点ですね。

セクト主義というのがあって、なかなか、これは農林水産部でやる部分と、さっき観光という話が出たんですけれども、これは商工でやる部分と、それ以外、薬草の話であると、環境でやるとか、健康福祉部でやるとか、本当にさまざまな部分があって、それぞれに頑張ってはいただいておりますが、やっぱりこれは行政の弱点であると同時に、県民の戸惑いのもとがそこなんです。

やることは1つ、お願いも1つと、県庁も市役所も同じことだと。言うちゃ悪いけど、行政という見方で見れば同じに見えるわけで、どこかに言えばびんと返ってくるとい

う形ができてないと、ああそれは市の仕事じゃありません、県の仕事と、県に行ったら、県の中でも農林水産じゃありません、商工ですとか、あっちですとかたらい回しされてしまうというのが、この種の事業の弱点だというふうに思ってますけれども、それはどうやって庁内を総合的にまとめていかれるおつもりなのか。

以上3点。

○山口裕委員長　まずは震災復旧のほうから。

○鳥井農地・担い手支援課長　農地・担い手支援課です。

御質問の震災に伴う業者不足ですとか事業費の上昇に対応した経営体育成支援事業による農家の復旧の後押しですけれども、その後、市町村から詳しい着工状況ですとか事業の進捗状況などの聞き取りをまずいたしました。

その結果ですけれども、未着工の状況というのは全体で3割、このうち28年からの繰越事業で4割でございます。また、資材不足、人件費増による事業費のアップが、平均でやはり10%でございます。この中で、特に28年度からの繰越事業、これがやはり繰り越しということで補助金の増額ができずに農家の負担がふえているということが問題だと思っております。

このため、まず業者をどう確保するか、農家に対して業者をマッチングしていくこと、それから、農家の負担を軽減することにつきまして、早期着工それから負担軽減が図られるよう、特に年度末までにやはり着工するという目標を念頭に置いて、今早急に詰めておるところでございます。まだ結局……。

○前川収委員　一応全部聞いた後で。

○山口裕委員長 じゃあ、続いてダムの。

○福島農地整備課長 深迫ダムの災害復旧の件につきましては、今現在、あそこは全面遮水シートというのを張っておりまして、その水上部分のシートのほうが3,000平米ほど風でめくれています。そちらのほうを復旧する予定にしております。2億4,400万というのは、ちょっと大き目に組んでおりますので、ここまでは行かないかなというふうには思っております。

○山口裕委員長 続いて、中山間。

○久保田むらづくり課長 むらづくり課でございます。

委員からございました中山間対策の中での複合収入を今後どうやって進めていくか、庁内連携も含めてというお話でございます。

先ほどお話ししましたとおり、繰り返になります。モデル地区を今立てて、鋭意そこをしっかりと育てて周辺に波及させていくということでやってございます。高単価作物の導入でございますとか、後は農家レストラン、これも農家につながる話かと思っておりますけれども、そういったところで、経営のノウハウでございますとかいろんな情報発信をして、しっかりサポートしていくということで進めております。

その中で、先般委員会もございました。農業収入に直結する共通の課題として、いわゆる鳥獣被害対策、これは非常に深刻でございます。これについても鋭意、ソフト対策、ハードも含めてやっておりますが、これもある意味、捕獲をしました鳥獣、ジビエの活用もこの観光につながる話ではなかろうかなと思っております。

加えまして、国のほうでは、今後の農村地域の振興を進める上で、農家民泊、農泊、こういったことも、2020のオリ・パラ開催に向

けて32年まで、まあ、あくまでも概算要求の段階でございますけれども、平成32年までに500件ほど全国で指定をして推進していくということでございます。

こういったいろんな情報がございまして、地域の課題もいろいろとそのニーズも違いますけれども、今委員からお話がございました農観の連携につきましては、今国が打ち出しておりますジビエの利活用でございますとか、あとは農泊の推進、こういったところを我が農林水産部としては一つの情報発信の材料としまして、今後は、必要に応じ、庁内の中で、当然、委員からございました商工観光労働部とかそういったところとも連携、あとは学校関係で出てくるかと思っておりますので、連携をしながら進めていくということで考えております。

モデルにつきましては、今上がってきておりますが、非常に共通の課題もありますけれども、各地域、課題というか、ニーズは多様でございます。これをする中においてモデルを広げていくということが前提ではございますけれども、こういった多様のニーズに対応できるように、先般から5点ございました施策の逆引き集パッケージもやりましたし、実態調査、あるいは統計上の中山間地の市町をまとめて情報発信をしておりますけれども、こういった観光の振興も含めて既存制度を活用しながら、必要に応じ、こういった観光との連携についても国のほうに提案も行ってまいりながら、トータルとして多彩なというかモデル地区を設定してやっていきたいと。その中の大きい柱として、農と観光の連携、農と林業の連携、こういったことも中心に置きながら進めていく必要があるというふうにご覧いただいております。

以上でございます。

○濱田農林水産部長 捕捉をさせていただきます。

前川委員からありました1点目の経営体育成支援事業でございます。

これについては、我々が問題意識をもう1つ持っておりますのが、事業費をいっぱい組んでおりますが、その執行をまだまだ行っていない。そういったときに、1年先のことを考えますと、年度内に契約まで持っていけないと、事故繰りもできないという状況に至ります。要するに、お金を捨ててしまわないかぬという状況に至り、ここが非常に我々切迫感を持っております。

こうした中で、前川委員からも代表質問で御提案がございました。そうしたものは、やはり商工と横並びの発想で、我々、この事業をどう前に回していくかと、それはひいては農家の生活の支援になるという位置づけで今進めております。

ですから、具体的な方法は今財政当局でやりとりしているところなんです、余りははっきりは言えないんですが、既に、この農業サイドで農家の生活再建のメニューも幾つか支援策を持っておりますので、できれば、その中に1メニューを追加するという形で、これは早目早目に我々も動けるような形でできないかということ今詰めてございます。できれば、我々の希望としては、もう10月中にもスタートをさせるというところで今詰めておりますので、そこは、その時点でまた御報告させていただきたいというふうに思います。

それともう1点、中山間の話でございますが、これも前川委員からありましたとおり、もう県庁で言っても部局を相当またがるわけでありまして、農家側あるいは地域側からすれば、一つのワンストップなんです。このことを我々も十分認知をいたしております。

ただ、我々も、ウイングを広げながら、他部局を巻き込んで、この中山間問題に行かなければならないと思っておりますので、特に、地域振興課、あるいは観光、こういったものと、またPTのウイングを広げていく必

要があるというふうに思っています。

具体的に、来年から各地区のモデルがビジョンを出してまいります。こういったことをしたいというのが出てまいります。その時点でまた強化をしていかなければいけないというふうに思っておりますので、また来年よろしく願いいたします。

以上です。

○前川収委員 一番最初の経営体育成支援事業については、ちゃんと考えているというお話をされましたから、考えていただいているのでありがたいんですけども、考えているだけじゃだめなので、実行してもらわないと困りますし、非常に切迫していると思います。今の時点で、あと半年しかもうないんですね、来年3月31日までという前提で考えると。

そうなったときに、こっちの政策だけやればできるわけじゃなくて相手がいるわけですね。要は、農家もやりたい、県も応援しますと言ったって、その事業を受けてくれるところがないことには、この事業は成立しないし、契約も補助金申請もできないという環境になっているわけでありまして、そこにちゃんと響かせていって、マッチングをちゃんととっていくということについては、さっき言ったように補助金返納ということになるのは、返納は残念ですけども、返納以上に、そこには本来必要な農家が使えなかったと、そういう人がいるわけですね、背景に。

結局、例えば農舎の再建をやりたいということ考えてたけど、できなかったということに結果としてなるわけでありまして、もしくは畜舎の再建をやりたいという方がいても結果としてやれなかったということ、それだけはないようにぜひ頑張っていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

それと、深迫ダムについては、シートの話

をなさいましたが、そもそも通水試験をやりながら水が深迫ダムに来るのかどうか当時のテーマであって、それについてはもう終わったんですか。全然途中でわからないので、もういいです。詳しくはいいけれども、深迫ダムについては、受益の皆さんから、土地改良区の方からさまざま御要望をいただきました。途中では、もう深迫ダムは使わないから、使えないから、もしくは、井戸掘ってやりますということも私に直接いただいたことがございました。

しかし、そのときに、ちょっと待ってくださいと私言ったんですよ。ちゃんと県で今検査をして、災害対応でやれるという部分についてはやりたいと思ってるから、あなたたちが慌ててやると、結果として自分で損してしまいますよと、普通の事業になっちゃうと損するから災害のほうでやったほうがいいでしょうということです。そして、今度は予算は出てきたけれども、経過の報告は全く私はわからなかったもので、その途中がですね。また後で教えてください。それで結構です。

それともう1つ、最後の部長がおっしゃったように、ワンストップをどうつくるかというのは非常に難しい。多分行政はいつも抱えているテーマだと思っておりますので、ぜひ、そのテーマに向けて打開できるようなことを、来年度に向けてモデルでいろんな要望を吸い上げながら、それに対応できる形というものをご提供いただきたいと思います。

そこで、ちょっとお願いなんですけれども、既にやってらっしゃると思いますが、中山間地帯の現状から言うと、もうお年寄りの皆さんがほとんどで、いろんな企画をやったり、行動を起こしたり、企業的な発想を持ってとか、そういうことができる——できないとは言いませんけれども、できる世代が少ないですよ。もう現状は皆さん御存じのとおり。

り。

そうなったときにどこが頼りかといいますと、もちろん県行政が頼りなんですけど、一方で、やっぱりJA、農協ですね。農協あたりが全県のネットワークを持って中山間のこともわかっているわけですから、こういう企画その他の中に必ずJAを入れて、事業主体というぐらいの気概で、うちのJAは事業主体でもやりたいと言ってましたけれども、JAが事業主体になるぐらいの気概で事業を組み立てないと、多分もう平均年齢から言えばずっと上がってしまっている皆さん方に、申請はせないかぬわ、何かいろんな難しい会計の処理もしていかなくちゃいけないわ、企画は——もちろん企画から始まるんですけどね、企画をし、申請をしという、従来の補助金を取ったりいろんな事業をやるときに必要なメニューを地元だけでこなせというのは、なかなかこれは難しい。ぜひ伴走型でやっていただきたいということと、できれば、そのJAとどうかかわってらっしゃるのか、そこは御答弁いただければと思いますけれども。

○久保田むらづくり課長 今お尋ねの点ですけども、プロジェクトチームをつくり上げてやっています。これは、あくまでもまだ行政の段階でのチームというか編成メンバーでございます。

今後は、今部長のほうからお話ございましたとおり、モデルを今立ち上げて、しっかりそこに寄り添って、多彩なモデルでございます。一個一個同じものは一つもございません。その中で、例えば高齢化が進んで、自分が持つ農地、水田をどうやって維持管理していくかと非常に不安を抱えているということで、法人化をして今後進めていくというような地区もモデルとして上がってきてございます。

その辺の中身も一つJAあたりが参画をしていただいて、今後発展するという大きい可

能性を秘めたといえますか、そういう要素もございまして、地区地区のモデル地区の推進を見ながら、PTについても、その地域のモデル推進に合ったPTのメンバーを今後はしっかり推進に合わせて考えてまいり、JAもその中の大きいメンバーではないかというふうに考えているところでございます。

○前川収委員 最後に。

ぜひ、今県内の中山間モデルを募集なさって、いろいろ聞き取りなさってらっしゃるけど、この事業は多分全国で成功しているところは余りないんじゃないか。聞いたことないんですね、余り。農業だけとか、こっただけというのはあっても、全体的な複合収入をきちっと行政が見守りながらいろんなきっかけをつくってやっていくということはないので、全国のモデルになるような意気込みで頑張っていただければと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○前田憲秀委員 済みません、もう前川委員がほとんどおっしゃっていただいたんですけども、私も、経営体育成支援事業のことで、もちろん返納があるようなことは絶対あってはならないとも思っています。その前に、昨年からもいわゆる洪水害で被害を受けたようだけれども、やっぱり結局これは地震が原因だったとか、さまざま個別に相談を受けました。

もう一度聞きますけれども、この支援メニューにはまるんだろうけれども、それを気づいてないような人はもういないですよ。漏れはないですよ。そこをちょっと確認したいんですけども。

○鳥井農地・担い手支援課長 農家への周知につきましては、ことしに入りまして再度、

関係市町村のほうから、広報ですとかそういったところでしっかり周知をしております。8月末で取りまとめをしておりますけれども、そこでもないと思っております。さらに、あればそういったことについても、まだ受け付け、相談を対応していきたいと思っております。

○前田憲秀委員 相談の対応もあるということですので、しっかり門戸は開いていただきたいなと思います。

それと、1点いいですか。

説明資料の4ページ、先ほどちょっと出ました農業研究センターの施設整備で1,300万の修理なんですけれども、ハウスということだったんですが、もう少し具体的にどういう被害だったのか教えていただいていた方がいいですか。

○下舞農業研究センター所長 主には、畜産研究所、果樹研究所、茶業研究所でそれぞれ施設の被害とかを受けてますけれども、一番大きな被害は、果樹研究所のビニールハウスの全損なり一部損壊、ネット、マルチなどの損壊などでございます。

○前田憲秀委員 それで受ける研究に対する影響みたいなのは大丈夫なんですか。果樹研究ということですが。

○下舞農業研究センター所長 果樹は、落葉果樹中心で、梨とか桃などの落葉果樹の研究が一部やはり落果等ですね。一部縮小といえますか、影響を受けているところがございます。

○前田憲秀委員 わかりました。

委員長、もう1点だけいいですか。済みません。

先ほど共済のお話があったんですけど

も、6月の委員会でも御説明があったと思うんですけども、例の所得補償の保険がスタートしましたですよ。あれとの兼ね合わせでうまくカバーできるような方向性には行かないんですかね。どうでしょうか。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

収入保険につきましては、31年からスタートということになっております。

基本的には、農業共済につきましては、自然災害による減収を原因として補償をする、しかも品目ごとに加入をするといったものとなっております、農業経営全体をカバーできないといった課題がございました。そういった課題について整理をして、今の収入保険ができたというふうに国のほうで説明しております。

○前田憲秀委員 それは承知をしております。また、その保険に関しては、例えば青色申告が義務づけられる、簡易的でも最初のうちはいいよとか、恐らく農業従事者の所得の把握というのは年々やっばり変わってくるんじゃないかと思うんですよ。共済も含めて、そこら辺がなかなか確定しにくいとか難しい背景が私はあるのかなど。以前も農協関係の申告のお手伝いなんかしたこともありますけれども。

ですから、31年から制度がスタートすることですので、それに向けてきちんとそこら辺が整備できるような体制づくりも、やっばりアドバイスとか周知をしていただく必要があるのではないかなというふうに思います。

自然災害が共済の場合は対象ということですが、今度の所得補償というのは、いわゆる収入をカバーしていただけるわけですから、それはもう大前提ですよ。ですから、その点の周知も、ぜひこれから検討して

いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○杉山団体支援課長 団体支援課でございます。

おっしゃるとおり、収入保険の加入の要件といたしまして、青色申告をすることが義務づけられております。基本的には、5年間、実績として青色申告の実績が必要ですが、今スタートする事業でございますので、1年の実績があれば可能だというふうにされております。

31年からスタートいたしますので、これに向けて、スタートの時点からその収入保険に加入をするためには、30年に加入の申請をしなければならぬ、その時点で青色申告の実績が1年必要でございますので、29年から青色申告を実施する必要がある、さらに、その青色申告を29年から実施するためには、ことしの3月には前段の申し込みをしておかなければならなかったということがございまして、そういうこともありましたので、昨年も、そういうことが判明しましてすぐのころから既に、収入保険の制度の普及あるいはそのための青色申告の実施の必要につきまして、ことしに入りまして、昨年度中から各市町村あるいは各種団体に向けまして、その辺の普及についてのお願いをしてみました。さらに、今年度から、そのあたりの収入保険の普及啓発のための新規事業を実施いたしまして、収入保険の加入の促進、さらには青色申告の実施についての研修会を今年度実施することといたしております。

○前田憲秀委員 ありがとうございます。

まず、周知をしっかりと徹底していただくというのが1つあるのではないかと思います。それと、その保険というと、やっばり保険料を払わないといけませんから、負担がまたふえるというイメージもあります。内容は私

も詳しく見てませんが、比較的保険料も抑えられるような仕組みもあるし、しっかり検討していただいていると思いますので、今おっしゃったように、青色申告がいつまでにはスタートしないといけないとか、そういう周知はしっかり徹底していただければと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

○村上寅美委員 部長、今いろいろ戦術的なお話があったけど、戦略的に——農地も後継者も間違いなく減っていきよるわけですね。農地も荒廃して減っていく、ですね。後継者は当然減っていく、人はいないから。とするなら、これをフォローアップするのは基盤整備しかないと思うんですよ、地域地域のね。これはずっと言っているけど。

だから、JA熊本市の河内の関係は、河内だけで5つかな、基盤整備のプロジェクトをつくりました。生産者が理事を中心につくって今進んでいると思うから、県も指導して入っているはずだけど。だから、これは相対的にやっぱり基盤整備ということに対してやっぱり国とか県が方針があるんだから、これをおろしたほうが一番強いんですよ、生産者に対して。言うこと聞くというか何というかね、積極性が、あれがあるんですよ。この辺をやっていかないと、ふえはしませんよ、こちら。もう後継者が間違いなく減っていく、これは人口の問題。それと基盤整備しないことには農地は荒廃していく。

この辺をフォローアップしてカバーするために、思い切ってそこを県が指導的立場で、さっきからあつとつたJAあたりと組んで、教育というか指導をJAあたりがしながらおろしていく。そして、やっぱり集落、飛び地じゃいかぬから、基盤整備は、だから集落集

落の基盤整備というのを推進すべきだと思うけど、その辺はどう考えているのか、どの程度まで進めようとしているのか。課長でも誰でもいいけど、わかったら教えてもらいたい。

○村山農村計画課長 今先生からも御指摘ございましたけれども、基盤整備のほうは熊本県下しっかり推進していこうというスタンスでございます。特に、やはり後継者も減っていくという中で担い手の問題もございまして、そういったことと連携する上で、やっぱり農地の集積、そういったことや、あとはもう1つ、高収益性の作物を導入するなどして自立していくとか、そういったことと連動させてしっかり基盤整備を進めると。

その際に、今県も単県で中山間なんかもつくってますけれども、農家の負担がやはり課題ですから、集積要件をかけて農家負担が極力減るような、そういった促進費なんもセットで今推進しております。ですので、そういった動きをしっかりと加速化させると。

それで、そういった中で、また関係者の地域の方々、地域によっては土地改良区だったり、地域によっては農協だったり、営農組合だったり、いろいろあると思いますので、その辺の地元の方もしっかり連携して進めていきたいと思っています。

○村上寅美委員 だからね、今言った答弁の中で、じゃあ現在ね、これはわからぬと思うから、これは意地悪になるかもしれぬけど、どの程度進んでいるのか、どこが何パーセントぐらい、どのJAが一番進んでいるのか、こういうデータぐらいとって本格的に——もう答弁要らぬから、持たぬはずだから。だから、それをとって、今みたいな答弁も実質どの程度まで結果としてついてきているか、つかせないかぬかということが大事だから、その辺を要望しとく。ないでしょう、データ

は。

○山口裕委員長 ほかに質疑はありませんか。

なければ、これで付託議案に対する質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第2号及び第9号から第11号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外4件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外4件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口裕委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が3件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○千田農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

農林水産常任委員会報告資料、(1)熊本地震による農林水産業の被害及び復旧・復興の状況について説明させていただきます。

資料の3ページ以降、6月議会後の事業の進捗状況につきまして、8月末時点での修正を、それぞれ朱書きにしておりますので、御確認をお願いいたします。

この中で1点だけ、農業施設及び農業機械の復旧を支援します被災農業者向け経営体育成支援事業について紹介させていただきます。

3ページをごらんください。

下のミシン囲みの中にありますように、申請件数合計9,631件のうち、事業完了が3,895件、申請件数比では40.4%となっています。

その他については、説明は割愛させていただきます。

以上で復旧、復興の状況の説明を終わります。

続きまして、農林水産常任委員会報告資料、(2)日EU経済連携協定(EPA)について説明させていただきます。

1ページをごらんください。

日EU・EPAの概要及び物品関税に係る合意の概要になります。

下段、左側の円グラフにありますように、日EU・EPA交渉の大枠合意により、世界のGDPの約3割、人口の約1割を占める巨大経済圏が設立されることとなりました。

主な交渉結果について、下段に表で整理しています。

EUから日本が輸入する際の関税については、主要なものについて、3ページ以降で別途説明させていただきます。

日本がEUへ輸出する際の関税では、現在10%の乗用車が8年目に撤廃、牛肉、緑茶、水産物、日本酒等、ほぼ全ての品目で即時撤廃となっています。

2ページをお願いいたします。

今後のスケジュールですが、左側に記載のとおり、現在は大枠合意の状態であり、年内の大筋合意、平成31年の早い段階での発効を目指すこととされています。

国内対策については、右側にありますように、政府は、TPP等総合対策本部を立ち上げ、基本方針を策定、この秋には政府大綱として取りまとめ、補正予算に盛り込むとされています。

3ページをお願いいたします。

以降のページで、EUからの輸入に関し、主要な農林水産物への影響を整理しています。

まず、チーズ等乳製品については、左上の黄色の枠内にありますように、低関税輸入枠新設と枠内関税の削減撤廃、ソフト系チーズの枠内関税撤廃は、TPPより踏み込んだ内容となっています。

右下の影響予測では、競争力のあるEU産乳製品に一定量が置きかわり、国内加工向け生乳の余剰、乳価の下落、さらに本県酪農家の経営等への影響を懸念としています。

4ページをお願いいたします。

豚肉については、低価格帯では10年目までに関税キログラム当たり50円に削減等、TPPと同水準の内容となっています。

右下の影響予測では、豚肉については、肉質の国内外の差がほとんどないこと、また、EUでは高価格帯から低価格帯まで幅広く生産、域外輸出も多いことから、輸入の増加、国産豚肉の価格の下落、県内の大半を占めます中小の養豚農家の経営への影響を懸念としています。

5ページをお願いいたします。

林産物については、10品目の関税について8年目に撤廃、猶予期間はTPPの半分程度となっています。

右下の影響予測では、EU産製材品や構造用集成材等は、住宅用建材として広く利用されており、関税撤廃により、国内製材品、合板との競合、丸太価格の下落、県内林業・製材業への影響を懸念としています。

最後に、6ページをお願いいたします。

水産物については、TPPで関税即時撤廃

となったノリを初め、海藻類は関税撤廃等から除外されております。また、魚介類は、品目等により、段階的撤廃または即時撤廃となっています。

右下の影響予測では、ノリは、関税が維持、魚介類は、各国の漁獲規制やこれまでの輸入実績がないなど、輸入量は急増しない、すなわち直ちに影響は出ないとしております。

農林水産政策課からの説明は以上です。

○山田水産振興課長 (3)平成29年9月に発生した赤潮被害についてでございます。

別紙資料をごらんください。

今回発生しました赤潮は、シャットネラ赤潮です。右側の写真を示しておりますが、過去には3カ年で27億円もの被害が発生したことがある赤潮でございます。

まず、(1)発生状況ですが、8月16日に八代海の広い範囲でシャットネラが確認され、上天草市の姫戸沖で警報発令基準値を上回ったため、八代海に赤潮警報を発令しました。その後、8月下旬から9月初めまで、広くシャットネラの分布が確認されており、一部には濃密化した着色域が見られました。9月3日以降、細胞数が減り始め、9月11日にはほとんどの海域で警報発令基準値を下回りました。そして、9月22日には赤潮警報を解除いたしております。

(2)漁業被害状況についてです。

天草市で、ブリが3,000尾程度へい死しております。推定800万円ほどの被害が発生しております。

(3)被害防止対策です。

8月21日から9月8日まで、シャットネラの拡大防止に効果がある塩、粘土を散布いたしております。また、被害軽減策として有効な餌どめなどの指導を行っております。また、赤潮分布調査の実施や養殖業者への情報発信に努めてまいりました。

本庁広域本部においては、それぞれ対策本部、現地対策本部を設置いたしまして、赤潮発生状況や被害情報等の収集に努め、関係者への指導に努めました。9月22日に警報が解除されたことにより、両対策本部とも解散をいたしております。

右側、下の表をごらんください。

御説明しましたシャットネラ赤潮以外にも赤潮警報を発令しておりましたが、いずれも漁業被害は発生しておらず、9月22日同日に全ての警報を解除いたしております。

水産振興課は以上でございます。

○山口裕委員長 以上で報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○村上寅美委員 これは、ピンクで影響というところ、農林、水産、双方出とるけど、これは、団体等は、JAあるいは漁連、漁協あたりとの協議というか、その途中経過の協議はあってるんですか、これについて。農林も水産もやってるの。

○千田農林水産政策課長 現在、こちらのほうは庁内で評価を取りまとめた状況でございます。

○村上寅美委員 その段階。これはぜひその辺のところは、県内の影響というか、そういうところは、取りまとめをした上でテーマをつくってからでも結構だけど、必ず業者に振って、業者との協議というのを必ず入れてくださいよ。入れないと問題になるよ、これ。

○千田農林水産政策課長 関係団体とも情報共有しながら協議を行ってまいりたいと思います。

○村上寅美委員 それはしてくださいね。結

果は国が決めること、最終的には。県が方針決めても国のあれで行くことだけど、熊本県としてどうあるべきかということに対しては真剣に取り組んで、業者間との協議の上でやってもらいたいということを要望しておきます。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○末松直洋委員 日本とEUの経済連携協定についてですけれども、1ページの交渉結果のチーズとか脱脂粉乳、バターの合意内容ですけれども、低関税輸入枠を新設することですけれども、どれぐらいの低関税になりそうなんですか。

○千田農林水産政策課長 3ページの左上にありますように、低関税輸入枠について、脱脂粉乳、バターにつきましては、現在の輸入枠が発効当初と見込んでおりますが、1万2,857トンと低関税輸入枠1万5,000トンに引き上げとなります。また、チーズのほうにつきましてですが、モッツアレラ、カマンベール等ソフト系チーズにつきまして、低関税輸入枠を新設ということで、2万トンを3万1,000トン、16年目ですが、3万1,000トンまで引き上げる計画となっております。

○末松直洋委員 現在、北海道産の牛乳は、ほぼ加工品に回っているということですが、やはりチーズ、乳製品が入ってくれば北海道産のほうが生乳に回ってきて、かなり北海道以外の生産地のところが影響を受けそうということでもあります。そうすると、やはり酪農業だけじゃなくて、それに携わっとるホールクロップとか飼料米あたりの影響もかなり広がってくるような感じがしますので、そこら辺はどう考えておられるか。

○中村畜産課長 委員の御指摘のとおり、海

外からの加工原料のチーズ、バター等がふえてくるということは、国内の加工向けに北海道が担っておりますので、その分が余剰として出てまいります。その分の国内対策をしっかりと打っていただかないと、結局は都府県、九州のほうにも影響が出てまいりますので、そういった対策はしっかりとやっていただきたいということで、指定生乳団体の改革も含めて、委員会のほうから意見書も出させていただきましたけれども、我々としても、その辺の対策はしっかりと打っていただくようお願いしたいということで、今後も引き続き要望活動を進めてまいりたいと思っています。

ただ、1点だけ、今の乳製品の世界的な情勢を申し上げますと、乳製品は世界的に逼迫する状況がございます。非常に不足する状況がございますので、ヨーロッパでも、ことしの冬場にはバター類が不足するんじゃないかということの感触が出ておりますので、日本にEUからどっと押し寄せてくるというような状況は、今の段階ではそんなに大幅にふえるというような状況は生まれてこないのかなと思っておりますが、先ほど申し上げたように、国にはしっかりとした対策を打っていただきたいということでお願いしてまいりたいと思っております。

○末松直洋委員 県内の酪農業の人は、かなりやっぱり不安を感じておられますので、そこら辺の説明をぜひ丁寧によろしく願いいたします。

以上です。

○前川収委員 熊本県議会においては、TPP対策特別委員会もつくって、TPP対策をずっとやってきたわけですね。今回、EUとのEPAという話になったんですけれども、関税撤廃とか関税削減、段階的削減というのは、構図は同じだというふうに思っていま

す。

TPP対策のときに出てきた対策としては、国のほうで方針を示してらっしゃったたくさんメニューがあったけれども、そのメニューの中に、発効すればやりますという部分があったんですね。TPPが発効すれば対策を入れますという話があった。

私は、このEPAについても、仮にアメリカを除く部分TPPがあろうがなかろうが、同じような貿易対策というものとしてTPPの前例があり、もし——EPAのほうが先に発効する可能性が高いわけでありますから、現状の流れでいけば、そのときに、あのとき議論したTPP対策というものを少し手を加えていただければ、かなり包括的な対策になるというふうには思っているんですけれども、その辺はどうなるのかという情報は入っていますか。

○中村畜産課長 今国のほうでは解散がされて、今後いろいろな経済対策も含めて動きが出てくるかもしれませんが、今EPAの中では、豚肉、牛肉というのは非常に影響は大きいということがありますので、EPAの対策の中で、その分はしっかりと出てくると思っております。

TPPのイレブンについて動きはどうなるかわかりませんが、一番問題になってくるのは、牛のマルキンの制度をこの機にしっかりと制度を9割補填ということまで踏み込んでいけるかということでございますので、我々としても政府予算提案の中で何度も要望してまいっておりますので、今後、引き続き、その点については、同じタイミングで全ての畜種の政策が打たれるように努力してまいりたいと思っております。

○前川収委員 TPPの中で議論したんですけれども、結局TPPだからじゃないんですね。やっぱり貿易対策として、貿易がこれだ

け入ってきてから低関税とか関税なしで農産品が入ってくれば困るでしょうということをやった部分においては、TPPもEPAも同じなんです。内容についてもかなり似ているし、こっちのほうが厳しいところもあるわけでありますから、ぜひ、TPP対策の発効したらという部分を、さっきも言ったマルキンも含めて発効しなくてもやってる部分はありますけれども、発効しなきゃやりませんよという部分が幾つかございました。そういった部分を、EPAが発効したなら適用というようなことを、やっぱり我々も含めてですけども、政治運動でやっていかないと、あれはTPPですと、EPAは違いますという話は、私は筋が違うと思っています。同じだと思っていますので、ぜひそういう運動と一緒に意思統一をしてやっていただければと思います。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

○村上寅美委員 ちょっと今のに関連だけど、いいですか。

それはね、冒頭にも言ったけど、熊本だけがどうこうじゃなくて、九州はほとんど農業県でしょう、九州は。だから、九州で事務局会議あたりをして、九州の意見ということを集約するというのは非常に強いんですよ、国に対して。わかつとるだろう、それは。そういうところはやってるの、やってないの。あるいは、これからやろうとするのか。やってない、まだ。

○千田農林水産政策課長 現時点においては、まだやっておりませんが、今後検討させていただきますと思います。

○村上寅美委員 決定は、これは国がするから。国がしても、熊本県の姿勢は、結論は国

が持つとしても、熊本県の姿勢としては、やっぱり養豚とか養鶏とか、そういう畜産を守るために、熊本県の姿勢はこうであったけど結果としては国はこういう方針になったと言っても、これはしょうがないから。

熊本県としては、我々は熊本県議会だから、じゃあ県議会は何をしてるの、行政は何してるのかと、議会は何をしとったのかと言われたくはないわけよね。やるだけのことは熊本としての立場のことを我々はやるべきですから、その辺のところをしっかりと部長、押さえとってもらったほうがいいと。国は結論だから、これはね。

○前川収委員 村上先生がおっしゃる部分は、もうごもっともな部分があると思いますけれども、それぞれの県によって、TPPのときもありましたけれども、やっぱり特性が違うというところはかなりあります。沖縄と熊本が一緒ですかと言われると、沖縄は甘味材料が、もうほとんどぱっと特化してやってきたから、一緒にやれる部分と熊本としてやっぱりやらなきゃならない部分は両立させていただきたいと私は思っております。意見です、これ。

○村上寅美委員 当然の話たい。

○前川収委員 丸めてしまわれると困るという部分があるので、九州一発でやるということになると、我々が言いたいことまで丸められるということではだめだと思っています。

○村上寅美委員 いやいや、それはあれだけどね、やっぱり一つ、熊本の分野で中身の問題だけど、この問題としては一つになって頑張っていこうというような形がないとね。やっぱり熊本だけの意見というのはなかなか通用しないんですよ、国には。だから、部分的

に仕分けができるところは仕分けして、この分野ということは、例えば米なら米、畜産なら畜産、そういうところをやっばり国に対して要望するとき、単県よりもそういうふうな形でやったほうが私はいいと。答えは要らぬけどね。

○山口裕委員長 経済連携が進む中で、地域の農林水産業をどう我々が守っていくか、維持していくか、そしてまた発展させていくか、それぞれ思いはさまざまありますけれども、目指す方向は一緒だと思いますので、今度行政とも一緒に委員会でも意見をすり合わせながらしっかりとやっていければと思うところです。これで閉めさせていただきます。

ほかにありませんか。

なければ、報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

○前川収委員 9月の初めに、宮城県仙台市で畜産共進会がございましたね。畜産のオリンピック、5年に1回ということで、各県張り切って頑張っております、熊本県も御努力いただいたと思いますが、なかなか前回よりも、順位だけの評価でいくと、よかったり悪かったりというところがありますが、全体にどう総括し、今後何を取り組むべきかということはお考えなのか、お答えを聞きたいと思いますが。

○中村畜産課長 畜産課でございます。

前川委員には、いろいろと御心配いただき、いろいろお話をさせていただきましたけれども、熊本は、肉用牛、特に黒牛については、まだまだ後進県でございます。残念ながら、9区のうち、まだ7区しか出せないような状況、ことし、今回初めて2区追加して、

7区出せるような状況になりました。

一番大切なのは、やっぱり血統を固定していく、血縁関係を濃くしていくということが必要になるわけですが、それはやはりどうしても長い年月が必要になってまいります。近交係数を上げたところで、ある一つの始祖牛から、おばあちゃん、お母さん、娘牛まで、ずっとそろえていく段階を経ていく過程が必要になってまいります。

熊本は、一番早く取り組んだ天草でも、その段階がまだできておりません。やはりそこは農業団体、県が一体となって取り組みが必要になってくると思いますので、改良組合だけに任せるのではなくて、県、市町村のほうにも入っていただいて、そういった取り組みを強化していきたいと思っています。

今進めている改良にかかる予算についても、この全況を見据えたところで少し予算を組みかえていきたいなということを、今私の個人的な考えでありますけれども、思っております。

ぜひ、今度の鹿児島大会では上位に入賞できるようにしっかり頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○前川収委員 熊本は、あか牛で今脚光を浴びておりますから、あか牛はあか牛で頑張ってもらわなきゃいけないんですけども、一方、市場規模でいけば、圧倒的に大きい黒牛のほうが、今御自身おっしゃったように、後進県だということをおっしゃいました。確かにそのとおり……。ですから、よく混同されるというかな、あか牛はあか牛で頑張らないかぬですけども、あか牛はあか牛で頑張らないかぬけれども、黒牛のほうでも一緒に頑張ってくださいますように要望いたしております。

以上です。

○山口裕委員長 ほかにありませんか。

なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情・要望書が2件提出されております。

参考として、お手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第4回農林水産常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後0時8分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する

農林水産常任委員会委員長